

# 平成29年 春季火災予防運動

消しましょう  
その火その時 その場所で

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に平成29年3月1日～7日の間実施されます。

## 【設置しましたか？住宅用火災警報器】



まさか！の火事。

住宅用火災警報器で助かる命があります。火事は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。石垣市でも、住宅用火災警報器のおかげで事なきを得た事例があります。設置10年を目途に取り換え、電池の交代が必要です。



## 【田・畑で火入れを行う農業従事者の皆様】

※何人たりとも無断で火入れすることは禁止されています。

- ・山すそ1 km以内で火入れを行う方は、石垣市農政経済課に「火入れ許可申請」を行ってください。（石垣市農政経済課：82-1307）
- ・山すそ1 km以外で火入れを行う方は、消防本部で「火災と紛らわしい行為の届出」を行ってください。（消防本部：82-0119）



## 石垣市クリーンセンター・最終処分場における計量器について

平成28年（昨年）12月、本市ではごみ有料化実施以来はじめてとなるごみ処理手数料に関する条例改正案「石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を市議会（定例会）に上程し、現在、経済民生委員会において継続審査中です。同委員会において、ごみ処理施設（クリーンセンター、最終処分場）への直接搬入手数料がこれまで「1kg単位」で表記されていたものが、改正案では「10kg単位」で表記されていることについて疑義がありましたので、市民の皆様方へ改めてご説明いたします。

本市では、市民皆様方のご理解とご協力のもと、平成15年9月からごみ有料化を実施しています。その方法は、各家庭のごみ用として指定ごみ袋を購入していただくことにより、処理手数料としています。また、粗大ごみについては、粗大ごみ処理券を用いることにより処理手数料を徴収する方法となっています。一方、各事業所から排出されるごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、各事業所が直接ごみ処理施設へ搬入することになっており、ごみを計量したうえで、処理手数料を徴収する方法となっています。

計量器につきましては、ごみ有料化実施に伴って両施設に新たに設置いたしました。手数料の徴収や取引の根拠となる質量を測るには、計量法に基づく特定計量器検定検査規則に規定された計量器を用いなければなりません。また、本市の計量器は、厚生省（当時）の「ごみ処理施設構造指針」に示されたもので、最小の目盛（精度）が10kgとなっており、計量法に基づいて2年に1度定期検査を受けています。

両施設の計量器は、当初より10kg単位での計量で、これは県内の一般廃棄物処理施設と同様です。ごみ有料化の実施にあたり、導入当時は各地域において説明会を開催するとともに、導入する計量器についても沖縄本島内において調査をしておりましたが、条例案を「1キログラムにつき2円」と表記して市議会に上程し、原案可決されました。それが現在に至っています。

今回、処理手数料の額の改定に併せて、当該表記についても10kg単位に修正した条例案を市議会に上程しているところです。同条例の表記については、皆様方に誤解を与えることのないよう早い時期に「1キログラムにつき2円」から「10キログラムにつき20円」に改正すべきであったと深く反省しています。市民の皆様及び市議会に疑念を抱かせてしまったことに対し、お詫び申し上げます。

今後とも、本市の廃棄物行政について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】環境課 0980-82-1285